審議経過に関わる質問並びに二次改善試案(2012.10.24)　　《森島信夫》

一、委員会設置目的等について
　委員会審議に入る前に、特別委員会規程に基づき、本委員会の設置目的、組織及び権限について、2011年度第一回委員会議事録の開示並びに経過の説明を求めます。
《特別委員会規程》
第1条　委員会の設置目的、組織及び権限は、理事会がこれを定める。
2　前項以外の委員会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

二、委員会審議の経緯について
H24.07.23開催・委員会以後に如何に審議が為されたのかについて報告を求めます。
1.「さらなる改善案」並びに同・修正案は誰が起草して、理事会に報告することを承認したのか。　起草者決定の経緯、委員会承認の経緯、理事会報告の経緯について説明を求めます。
2. 委員長《会長》の専決行為として、本日まで経過したのであるとすれば、当該専決行為の事後承認が、特別委員会として必要であろうと考えます。
3. 業務執行理事会承認で経過したとするのであれば、本委員会の存在理由は失われているものと考えます。

「新スキーム第二次改善案」の提案について
1. 三次データの管理利活用事業は連合会が実施する。
・全会員オンライン閲覧を本則とした上で、当面の経過措置として全国の士協会事務局にてオンライン閲覧提供する。　窓口では本人確認の上、ID・PWを入力してアクセスする。
・閲覧料(実費相当額)は指定口座引落またはクレジットカード決済とする。
・推定閲覧料:推定実費総額3億円÷推定全国閲覧件数40万件＝750円/1件
・事務局窓口閲覧は一年間限定の時限措置とし、一年後に再検討する。

2. 四次データ
四次データの閲覧利活用等は士協会に委託し、連合会は関与しない。
・士協会は三次データと同等の安全性及び透明性を確保したうえでオンライン提供する。
(a)士協会の閲覧事業に関わる運用指針は連合会が作成する。
(b)公的土地評価に関わる事例の一元的利活用については公的土地評価委員会で運用指針を作成して、士協会に示す。

(注)　a及びbは士協会の選択事項であり、その選択は士協会の自主性に委ねる。　aのみ、bのみの選択もあり、a及びbの選択、もしくは両者とも非選択もあるということである。